別記様式の記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項の前に次のように加える。

特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の７第１項（償却費）	00728	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00729	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の７第２項	00730	法規別表六（二十七）「19」の欄の金額
	第42条の12の７第３項	00731	法規別表六（二十七）「24」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表特定都市再生建築物の割増償却の項中「第47条第１項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成31年旧措置法」という。）第47条の２第１項（償却費）（第47条第３項第２号又は平成31年旧措置法第47条の２第３項第１号ロ）」を「第47条第１項（償却費）（同条第３項第２号）」に、「特別償却準備金）（第47条第３項第２号又は平成31年旧措置法第47条の２第３項第１号ロ）」を「特別償却準備金）（第47条第３項第２号）」に改め、同表倉庫用建物等の割増償却の項中「第48条第１項」を「令和８年旧措置法第48条第１項」に改め、同表探鉱準備金又は海外探鉱準備金の項中「別表十（三）「16」」を「別表十（三）「19」」に改め、同表新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の項中「別表十（三）「43」」を「別表十（三）「47」」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中「第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号ハ）」を「令和８年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は令和８年旧措置法第65条の９（令和８年旧措置法第65条の７第１項の表の第１号ハ）」に、「第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号ハ）」を「令和８年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は令和８年旧措置法第65条の９（令和８年旧措置法第65条の７第１項の表の第１号ハ）」に改め、同表特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の項中「第66条の11の２第１項」を「令和８年旧措置法第66条の11の２第１項」に改め、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項中「別表十四（二）「26」」を「別表十四（二）「28」」に、「別表十四（二）「42」」を「別表十四（二）「44」」に改め、同表特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の項を次のように改める。

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例	第66条の13第１項（同項第１号）	00656	法規別表十（七）「12」の欄の金額
	第66条の13第１項（同項第２号）	00698	法規別表十（七）「13」の欄の金額
	第66条の13第１項（同項第３号）	00732	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十三号の次に一号を加える改正規定、同条第二十八号ロの改正規定（「又は」を「、第四十二条の十二の七第一項又は」に改める部分に限る。）及び別記様式の記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定及び新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和八年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

２　新規則第二条第十四号の規定及び新規則別記様式（記載要領第四号の表特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却の項及び特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

○財務省令第四十二号

防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第百五号）の一部の施行に伴い、及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）を実施するため、防衛特別法人税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十四日

財務大臣　片山さつき

防衛特別法人税に関する省令の一部を改正する省令

防衛特別法人税に関する省令（令和七年財務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十八条第二項第三号」を「第十八条第二項第四号」に改める。

第八条第二項中「別表二十一」を「別表二十三」に改める。

別表一の表中「法人税額（(法人税申告書別表一「４」＋「５」＋「７」)又は(法人税申告書別表一の二「４」＋「５」＋「24」＋「25」))－(法人税申告書別表六(二)付表六「７の計」)＋(法人税申告書別表六(六)「９の㉔」＋「９の㉖」)」を「法人税額((法人税申告書別表一「４」＋「５」＋「７」)又は(法人税申告書別表一の二「４」＋「５」＋「24」＋「25」))－(法人税申告書別表六(二)付表六「７の計」)＋(法人税申告書別表六(六)「９の㉒」＋「９の㉔」)」に改め、同表の記載要領第四号中「「法人税額((法人税申告書別表一「４」＋「５」＋「７」)又は(法人税申告書別表一の二「４」＋「５」＋「24」＋「25」))－(1)」を「(1)」に改め、同第六号中「「分配時調整外国税相当額の控除額((法人税申告書別表六(五の二)「８」－地方法人税申告書別表一「８」)と((((法人税申告書別表一の二「４」＋「５」)＋(法人税申告書別表六(六)「９の㉔」＋「９の㉖」)－⑽)×(5)/(1))×４％)のうち少ない金額)」」を「(1)」に改める。